

特集

地震対策…まったなし。

あなたの家は、だいじょうぶ？

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊や家具の転倒により、尊いいのちが多数失われました。東日本大震災では、津波の猛威と原発事故に目がいきがちですが、甚大な災害の元凶は、マグニチュード9.0という想定外の揺れでした。直近の熊本地震では、たび重なる大地震が、家屋の倒壊や土砂崩落を招きました。マグニチュード6.5以上の地震の後に、さらに大きな地震が発生したのは、地震観測史上初。一連の地震活動中に震度7が2回観測されるのも初めてのことでした。

地震大国、日本。この現実が、またもわたしたちに突きつけられました。糸魚川-静岡構造線断層帯で直下型地震が起きると、岡谷でも震度7程度の揺れが想定され、今回のように大きな揺れが頻発すれば、大災害になる可能性もあります。そして、この断層で30年以内に地震が起こる確率は、内陸の活断層のなかで最も高い発生率30%と予測されています。明日はわが身…備えることが最重要。住宅の耐震化は、被害を最小限にとどめる極めて有効な手段です。

家が倒壊すれば、いのちを脅かす凶器になり、また、その後の生活にも大きな影響がでます。耐震診断を受け、適切な構造補強を行うことで耐震性を増し、家の寿命を長く…地震からわが家を守る、家族と財産を守るアクションを、いま起こしましょう。

ずばり、こんな家は黄信号！

- 昭和56年以前に建てられた家（阪神淡路大震災で、倒壊被害が多発）
- 部分的にでも、2階が1階より張り出している家
- 土台や柱が腐っていたり、シロアリを見かけたり、雨もりがしている家
- 1階が大きく2階が小さい家（一見、安定感がありそう…けれど実際は問題あり）
- 1階が店舗や車庫などで、開口部が大きい家
- 軟弱地盤に建っている家

安全・安心な暮らしをめざして！

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の被害の検証から、同年、国は「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」を制定。岡谷市でも、災害に強い、安全・安心なまちづくりをめざして、平成20年度に「岡谷市耐震改修促進計画」を策定しました。現在は、平成28年～32年を計画年度とする、耐震化への取り組みが進行しています。

「岡谷市耐震改修促進計画」

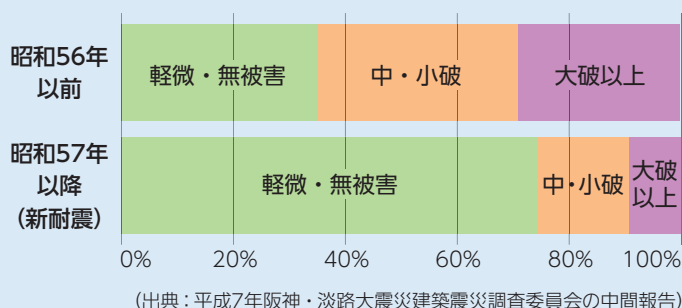
国の耐震改修促進法に基づき、また「岡谷市地域防災計画」や「長野県耐震改修促進計画」との整合性を図りながら、耐震化推進のための必要事項を具体的に定めています。計画の詳しい内容は、市のホームページに掲載しています。ご覧ください。

新旧耐震基準とは？

住宅は、建築基準法に則して建てられます。耐震（想定される地震に耐える強度を保つ構造）基準も、この法律によって定められています。昭和56年5月31日以前に着工した建築物は、旧耐震基準で建てられています。一方、同年6月1日からは、新耐震基準が適用されています。

旧耐震基準は、震度5強程度の地震に耐える構造基準だったのに対し、新耐震基準下で、バランスよく耐震壁が設けられた建物は、震度6強～7の地震でも倒壊を免れる可能性が高いと考えられています。

阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況の違い



現在の岡谷市内の耐震化は？

1 住宅の耐震化率

昭和56年以前に建てられた住宅の多くは、現在の耐震基準を満たしていないと考えられます。市内には、耐震改修をしていないその当時の住宅が多数現存しているため、市内の住宅耐震化率は、72.5%と推計されます（諏訪地域の平均は75.7%）。

2 特定建築物の耐震化率

多数の人が利用する特定建築物※の耐震化率は、現状9割に近い数値となっています。

※特定建築物とは不特定多数が利用する一定規模（3階建て以上かつ1,000㎡以上）の建物（店舗など）

3 市有施設の耐震化率

市有施設のうち災害拠点施設となるもので、耐震基準を満たしていなかった建物は、耐震改修や建替えを順次進めて来た結果、耐震化率100%を達成しました。

耐震改修の目標

（平成32年までに達成）

1 住宅の耐震化率…90%

2 特定建築物の耐震化率…95%

耐震化をさらに推進！

住宅の耐震化には、建物の所有者が自らの安全と地域の安全のため、自助努力により取り組むことが不可欠です。

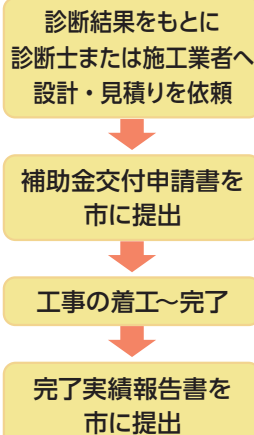
市は、住民の最も身近な行政機関として、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、支援策を構築するなどし、地域の安全・安心に向けた施策を、県や関係団体と連携しながら実施します。

住宅に関する支援

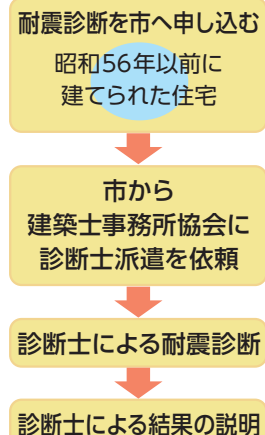
市は、平成15年度から耐震診断、16年度からは耐震改修補助事業を実施しています。今後も住宅について、財政状況を踏まえた予算の範囲内で、耐震診断と耐震改修に対し補助を行っていきます。こうした制度も活用し、まずは、耐震診断を行い、あなたの家の耐震の状況を知りましょう。お気軽にご相談ください。

区 分	耐震診断	耐震改修
対象建築物	昭和56年以前の木造住宅	
助成内容	木造耐震診断士の派遣	耐震改修工事に要する経費に助成
補助率	費用負担なし(無料)	対象経費の2分の1(上限60万円)

耐震改修を行う場合



耐震診断を行う場合



【実際の耐震診断例】

図面と見比べてチェック



構造上の問題点を把握



外壁の
いたみや
ひびを調査



戸建(木造)住宅

「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法による判定



建築基準法で想定する地震力に対して、倒壊の可能性を示します。

(政府広報オンラインホームページより)

1 「耐震診断」…まずは自宅の耐震性能をチェック

どのくらい費用がかかるの？ 改修の手順は？



内壁の老朽度



床下



床の強度



屋根のいたみ



柱の垂直、傾き



筋交いの状況



改修前



開口部が大きく耐力壁が少ない

補強する部分

【実際の耐震改修工事例】

改修中



筋交い

サッシを撤去し、筋交いを取り付けて補強

改修後



新しいサッシ

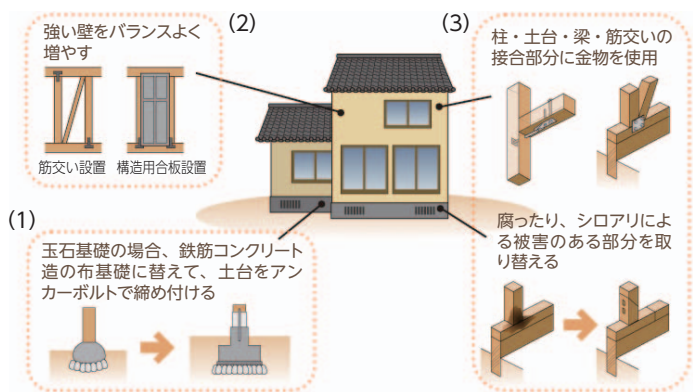
新しい壁

筋交い部分は壁を新設し、サッシを交換して、補強工事の完了

倒壊のおそれなどがある場合は、耐震改修工事が必要です。工事費や工事期間は、既存建物の耐震性能、基礎補強の必要性、どの程度耐震性能を上げるか、で大きく変わりますが、一般的な耐震改修の場合、費用は、100万～200万円の間が最も多く、住んでいる状態のまま、行つてことができます。

建築士や施工業者に相談し、予算に応じた改修工事（応急処置で済ます、必要性の高い場所から優先的に行う、補強と合わせてリフォームをするなど）を決定しましょう。

設計などの費用が必要な場合や、一部解体後に、土台が腐っているなど、新たな問題点が見された場合には、別途費用が生じることもあります。トラブルにならないよう、事前に契約書や設計図などをよく確認しましょう。



(耐震改修支援センター「誰でもできる我が家の耐震診断」より)

2 「耐震改修工事」：補強して、災害に強い家に